

3 健全化判断比率及び資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政の健全性を判断するための4つの指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）を算定し公表しています。

本市の令和6年度決算に基づく算定結果は次のとおりで、どの指標においても早期健全化基準をクリアしています。

【令和6年度決算に基づく健全化判断比率】

指 標	本 市 の 状 況 (令和5年度)	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— (—)	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	— (—)	16.25%	30.00%
実質公債費比率	8.4% (8.4%)	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	111.4% (123.8%)	400.0%	

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字となっていないため「—」の記号で表示しています。
- 2 早期健全化基準及び財政再生基準は本市に適用される基準です。

【令和6年度決算に基づく資金不足比率】

特 別 会 計 の 名 称	本 市 の 状 況 (令和5年度)	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	— (—)	20.0%
下 水 道 事 業 会 計	— (—)	
水 道 事 業 会 計	— (—)	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	— (—)	
自 動 車 運 送 事 業 会 計	— (—)	
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	— (—)	
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	— (—)	
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	— (—)	

※ 資金不足となっていない会計は、「—」の記号で表示しています。

<参考> 算定式及び主な用語の説明

(1) 実質赤字比率

【説明】一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

<本市の対象会計>

一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、公害健康被害補償事業特別会計、
勤労者福祉共済事業特別会計、墓地整備事業特別会計、公共用地先行取得等事業特別会計、
公債管理特別会計

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・標準財政規模：

地方公共団体が毎年度経常的に収入する市税や普通交付税を中心とする、用途が限定されない一般財源の総額を示すもの

(2) 連結実質赤字比率

【説明】全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

<本市の対象会計>

上記1の会計、競輪事業特別会計、卸売市場事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、港湾整備事業特別会計、生田緑地ゴルフ場事業特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車運送事業会計

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：

全会計の黒字額と赤字額（又は資金剰余額と資金不足額）を合計して赤字となった額

(3) 実質公債費比率

【説明】一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

(3か年平均)

・準元利償還金：

公営企業の元利償還の財源に充てたと認められる一般会計からの繰出金や、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出など、地方債の元利償還に準ずるもの

・基準財政需要額：

普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を統一的な基準により算定するもの

(4) 将来負担比率

【説明】一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：

地方債の現在高、職員の退職手当支給額など市が将来支払うことになるものの合計額

・地方債償還等への充当可能財源：

地方債の返済などに充てることができる基金の残高など

(5) 資金不足比率

【説明】公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

流動負債が流動資産を超える額（不良債務）

・事業の規模：

営業活動に伴う収入額

(6) 早期健全化基準

【説明】4つの健全化判断比率のうち一つでもこの基準を超えた場合には、「財政健全化計画」を策定して自主的な改善努力による財政の健全化に取り組まなければなりません。

(7) 財政再生基準

【説明】早期健全化基準よりさらに財政状況が悪化し、この基準を超えた場合には、「財政再生計画」を策定して国等の関与による確実な財政再生を行わなければなりません。

(8) 経営健全化基準

【説明】この基準を超えた公営企業は、「経営健全化計画」を策定し、早期に経営健全化に向けた取組を行わなければなりません。